

○泉佐野市田尻町清掃施設組合個人情報の保護に関する法律施行細則

令和5年3月31日

泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)及び泉佐野市田尻町清掃施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第2条 令第28条第4項の規則で定める方法は、現金により納付する方法とする。

(費用の負担)

第3条 条例第3条第2項に規定する費用の額は、別表第1のとおりとする。

2 前項の費用は、前納しなければならない。

(運用状況の公表)

第4条 条例第5条に規定する運用状況の公表は、請求件数、開示及び不開示の件数その他運用状況が明らかになる事項を組合情報公開コーナーにおいて公衆の閲覧に供する方法その他管理者が定める方法により行う。

(文書の様式)

第5条 法及び令に規定する文書の様式は、別に定めるもののほか、別表第2のとおりとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1(第3条関係)

区 分	サ イ ズ	金 額
乾式複写機による写し (白黒)	日本産業規格A列3番及び4番 並びにB列4番及び5番	1枚につき10円
乾式複写機による写し (カラー)	日本産業規格A列3番	1枚につき80円
	日本産業規格A列4番並びにB列 4番及び5番	1枚につき50円

上記以外の写し		当該写しの作成に要する実費相当額
写しの送付に要する費用		郵便料に相当する金額

別表第2(第5条関係)

様式番号	様式の名称	根拠規定
1	個人情報ファイル簿	法第75条第1項
2	保有個人情報開示請求書	法第77条第1項
3	保有個人情報開示決定通知書	法第82条第1項
4	保有個人情報不開示決定通知書	法第82条第2項
5	保有個人情報開示決定等期限延長通知書	法第83条第2項
6	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書	法第84条
7	開示請求事案移送通知書	法第85条第1項
8	第三者意見照会書	法第86条第1項及び同条第2項
9	保有個人情報の開示決定等に関する意見書	法第86条第1項及び同条第2項
10	反対意見書提出者に対する通知書	法第86条第3項
11	保有個人情報訂正等請求書	法第91条第1項及び法第99条第1項
12	保有個人情報訂正等決定通知書	法第93条第1項及び法第101条第1項
13	保有個人情報不訂正等決定通知書	法第93条第2項及び法第101条第2項
14	保有個人情報訂正等決定期限延長通知書	法第94条第2項及び法第102条第2項
15	保有個人情報訂正等決定期限特例延長通知書	法第95条及び法第103条
16	保有個人情報訂正請求事案移送通知書	法第96条第1項
17	委任状(個人情報に係る請求用)	令第22条第3項(令第29条において準用する場合を含む。)
18	委任状(特定個人情報に係る請求用)	令第22条第3項(令第29条において準用する場合を含む。)
19	諮問した旨の通知書	法第105条第3項において準用する同条第2項

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
実施機関の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	(所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

## 保有個人情報開示請求書

年 月 日

(実施機関) 様  
ふりがな  
氏 名

住所又は居所  
〒

電話 ( )

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 77 条第 1 項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

### 記

- 1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

--

- 2 求める開示の実施方法等

ア又はイに○印を付してください。アの場合、実施の方法を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

実施の方法  閲覧  写しの交付

その他( )

イ 写しの送付を希望する。

- 3 本人確認等

ア 開示請求者  本人  法定代理人  任意代理人

イ 請求者本人確認書類

運転免許証

個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他( )

※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(ア) 本人の状況  未成年者( 年 月 日生)  成年被後見人

任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 ふりがな

(ウ) 本人の住所又は居所

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書  その他( )

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類  委任状  その他( )

(開示請求者)様

(実施機関)

### 保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付け( 年 月 日受理)で開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 82 条第 1 項の規定により、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報( 全部開示 ・ 部分開示 )

- 2 不開示とした部分及び理由

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、  
に対して審査請求をすることができます(決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内で  
あっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合、審査請求をすることができなく  
なります。)

また、この決定があったことを知った日( )に対して審査請求をした場合は、その審査請求  
に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、泉佐野市田尻町清掃施設組合  
を被告として(訴訟において泉佐野市田尻町清掃施設組合を代表する者は、 )となり、  
大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(決定があったことを知った日の翌日  
から起算して6月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合、処分の  
取消しの訴えをすることができなくなります。)

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

- 4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法			
<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 写しの交付		
開示実施日時	年 月 日 ( )	時	分
開示実施場所			
<input type="checkbox"/> 写しの送付			
(2) 費用			
写しの作成費用	円	{ 円(白黒・カラー・サイズ ) × 枚]	
	円	{ 円(白黒・カラー・サイズ ) × 枚]	
写しの送付費用	円		
合計	円		

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合  
連絡先

(開示請求者)様

(実施機関)

## 保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付け( 年 月 日受理)で開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 82 条第 2 項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定しましたので通知します。

### 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しないこととした理由	

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、  
に対して審査請求をすることができます(決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内で  
あっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合、審査請求をすることができなく  
なります。)

また、この決定があったことを知った日( に対して審査請求をした場合は、その審査請求  
に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、泉佐野市田尻町清掃施設組合を  
被告として(訴訟において泉佐野市田尻町清掃施設組合を代表する者は、 となります。)、  
大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(決定があったことを知った日の翌日  
から起算して6月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合、処分の取消し  
の訴えをすることができなくなります。)

#### 【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合  
連絡先

(開示請求者)様

(実施機関)

### 保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付け( 年 月 日受理)で開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 83 条第 2 項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日(開示決定等期限 年 月 日)
延長の理由	

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合  
連絡先

(開示請求者)様

(実施機関)

## 保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付け( 年 月 日受理)で開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 84 条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 84 条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	( 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲げる期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合  
連絡先



(開示請求者)様

(実施機関)

### 開示請求事案移送通知書

年 月 日付け( 年 月 日受理)で請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 85 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等については、下記の移送先の実施機関が行います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の実施機関	( )

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合  
連絡先

(第三者利害関係人)様

(実施機関)

### 第三者意見照会書

(あなた・貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 77 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 86 条〔第 1 項・第 2 項〕の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見がある場合は、同封の「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただくようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開 示 請 求 年 月 日	年 月 日 ( 年 月 日 受理)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた・貴社等)に関する情報の内容	
法第 86 条第 2 項を適用する場合の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号 (理由)
意見書の提出先	泉佐野市田尻町清掃施設組合 (住 所) (連絡先) (内線 )
意見書の提出期限	年 月 日

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合  
連絡先

## 保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

(実施機関)様

ふりがな

氏名又は名称

\_\_\_\_\_  
(法人その他の団体にあつては、代表者名を記入)

住所又は居所

\_\_\_\_\_  
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地を記入)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示に関する意見 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障(不利益)はない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障(不利益)がある。 (1) 支障(不利益)がある部分  (2) 支障(不利益)の具体的理由
連 絡 先	

(意見書提出者)様

(実施機関)

**反対意見書提出者に対する通知書**

(あなた・貴社等)から 年 月 日付け( 年 月 日付け受理)で「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 86 条第 3 項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、  
 に対して審査請求をすることができます(決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であつても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合、審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定があったことを知った日( )に対して審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日( )の翌日から起算して 6 月以内に、泉佐野市田尻町清掃施設組合を被告として(訴訟において泉佐野市田尻町清掃施設組合を代表する者は、 )となります。)、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。)

**【担当】**
 泉佐野市田尻町清掃施設組合  
 連絡先

## 保有個人情報訂正等請求書

年 月 日

(実施機関) 様

ふりがな

氏 名

住所又は居所

〒

電話 ( )

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)〔第 91 条第 1 項  
第 99 条第 1 項〕の規定により、下記  
のとおり保有個人情報の〔訂正  
利用停止〕を請求します。

記

訂正等請求に係る保有 個人情報の開示を受け た日	年 月 日
開示決定に基づき開示 を受けた保有個人情報	(開示決定通知書の日付・文書番号) 日付： 年 月 日 文書番号： 第 号 (開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等)
訂正等請求の趣旨・理 由	(趣旨)  (理由)

※ 裏面も記入してください。

(裏面)

1	訂正等請求者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 任意代理人
2	請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。		
3	本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  イ 本人の氏名 <small>ふりがな</small> _____  ウ 本人の住所又は居所 _____		
4	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )		
5	任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( )		

(訂正等請求者)様

(実施機関)

### 保有個人情報訂正等決定通知書

年 月 日付け( 年 月 日受理)で〔訂正  
利用停止〕請求のあった保有  
個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)〔第 93 条第 1 項  
第 101 条第 1 項〕  
の規定により、〔訂正  
利用停止〕することと決定しましたので通知します。

記

訂正等請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正等請求の趣旨	
訂正等をする内容及び理由	(訂正等の内容)  (訂正等の理由)

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、  
に対して審査請求をすることができます(決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であつても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合、審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定があったことを知った日( )に対して審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に、泉佐野市田尻町清掃施設組合を被告として(訴訟において泉佐野市田尻町清掃施設組合を代表する者は、 )となります。)、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。)

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合  
連絡先

(訂正等請求者)様

(実施機関)

### 保有個人情報不訂正等決定通知書

年 月 日付け( 年 月 日受理)で [訂正  
利用停止] 請求のあった保有  
個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号) [第 93 条第 2 項  
第 101 条第 2 項]  
の規定により、 [訂正  
利用停止] をしない旨の決定をいたしましたので、下記のとおり通知します。

記

訂正等請求に係る保有個人情報 の名称等	
訂正等をしていないこととし た理由	

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、  
に対して審査請求をすることができます(決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であつ  
ても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合、審査請求をすることができなくなります。)  
また、この決定があったことを知った日( に対して審査請求をした場合は、その審査請求に対  
する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に、泉佐野市田尻町清掃施設組合を被告と  
して(訴訟において泉佐野市田尻町清掃施設組合を代表する者は、 となります。)、大阪地方裁判  
所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月  
以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合、処分の取消しの訴えをすること  
ができなくなります。)

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合  
連絡先



(訂正等請求者)様

(実施機関)

### 保有個人情報訂正等決定期限延長通知書

年 月 日付け( 年 月 日受理)で〔訂正  
利用停止〕請求のあった保有  
個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第〔第 94 条第 2 項  
第 102 条第 2 項〕  
の規定により、下記のとおり〔訂正  
利用停止〕決定等の期限を延長することとしましたので通知し  
ます。

記

訂正等請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日(訂正等決定期限 年 月 日)
延長の理由	

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合  
連絡先

(訂正等請求者)様

(実施機関)

### 保有個人情報訂正等決定期限特例延長通知書

年 月 日付け( 年 月 日受理)で〔訂正  
利用停止〕請求のあった保有  
個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)〔第 95 条  
第 103 条〕の規  
定により、下記のとおり〔訂正  
利用停止〕決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正等請求に係る保有 個人情報の名称等	
法〔第 95 条 第 103 条〕の 規定(訂正決定等の期限 の特例)を適用する理由	
訂正等決定をする期限	年 月 日

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合  
連絡先

(訂正請求者)様

(実施機関)

## 保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日付け( 年 月 日受理)で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等については、下記の移送先の実施機関が行います。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の実施機関	( )

**【担当】**

泉佐野市田尻町清掃施設組合  
連絡先

## 委 任 状

(個人情報に係る開示請求用)

(代理人)住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

### 記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施を受ける権限

年 月 日

(委任者)住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 実印

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注意事項) 以下のいずれかの措置をとってください。

- (1) 委任者の印については**実印**とし、**印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限る。)**を添付すること。
- (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)など**本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付**すること。

## 委 任 状

(個人情報に係る訂正請求用)

(代理人)住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

### 記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者)住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 実印

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注意事項) 以下のいずれかの措置をとってください。

- (1) 委任者の印については**実印**とし、**印鑑登録証明書(ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限る。)**を添付すること。
- (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)など**本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付**すること。

## 委 任 状

(個人情報に係る利用停止請求用)

(代理人)住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

### 記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報の全部を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者)住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 実印

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注意事項) 以下のいずれかの措置をとってください。

- (1) 委任者の印については**実印**とし、**印鑑登録証明書(ただし、利用停止請求の前 30 日以内に作成されたものに限る。)**を添付すること。
- (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)など**本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付**すること。

## 委 任 状

(特定個人情報に係る開示請求用)

(代理人)住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

### 記

- 1 特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る特定個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施を受ける権限

年 月 日

(委任者)住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 実印

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注意事項) 以下のいずれかの措置をとってください。

- (1) 委任者の印については**実印**とし、**印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限る。)**を添付すること。
- (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)など**本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付**すること。

## 委 任 状

(特定個人情報に係る訂正請求用)

(代理人)住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

### 記

- 1 特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者)住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 実印

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注意事項) 以下のいずれかの措置をとってください。

- (1) 委任者の印については**実印**とし、**印鑑登録証明書(ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限る。)**を添付すること。
- (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)など**本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付**すること。



## 委 任 状

(特定個人情報に係る利用停止請求用)

(代理人)住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

### 記

- 1 特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者)住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 実印

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注意事項) 以下のいずれかの措置をとってください。

- (1) 委任者の印については**実印**とし、**印鑑登録証明書(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限る。)**を添付すること。
- (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)など**本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付**すること。

(開示請求者)様

(実施機関)

### 諮問をした旨の通知書

年 月 日付け( 年 月 日受理)の に対する審査請求について、下記のとおり泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項の規定により読み替えて適用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定等〔訂正決定等・利用停止決定等〕	
審 査 請 求	(1) 審査請求日 年 月 日( 年 月 日受理)  (2) 審査請求の趣旨
諮 問 日 ・ 諮 問 番 号	年 月 日 第 号

【担当】  
泉佐野市田尻町清掃施設組合  
連絡先